

2011.7/31

## 公共選択学会会則・会費規定・諸規約改訂及び新設のご報告

名誉会長・加藤寛  
前会長・川野辺裕幸  
会長・原田博夫  
「公共選択の研究」編集長・中村まづる  
専務理事・小林良彰

会員各位

先日、嘉悦大学で開催された公共選択学会大会における総会で下記の学会改革に伴う会則・会費規定・諸規約の改定及び新設が賛成多数により承認されました。その後、所定の手続きに従って字句の修正などを行った上で、公共選択学会ホームページに下記の通りに掲載致しましたので、ご一覧頂ければ幸いです。

<http://www.publicchoice.jp/about/index.html>

なお、本改革に至る経緯はすでに大会時の総会でご説明したとおり、これまで公共選択学会とは独立して刊行してきた「公共選択の研究」を公共選択学会の学会誌として論文6本程度（年二回刊行で計12本程度）を掲載することにして、これまで以上に会員からの投稿をエンカレッジすることにあります。また、大会プログラムにおいても会員からの応募を歓迎すると共に、これまでに以上に魅力的な企画を立てることで、今まで以上に公共選択学会を活性化して、次世代に継承することにあります。また学会誌刊行に伴う会費変更も総会で承認されましたことご報告申し上げます。

学会改革の主旨については、総会前にメールでお知らせ致しましたが、総会時での変更も含めて、下記の通りに改めて記載させていただきます。

なお、今回の改革が成功するかどうかは、全て会員の皆様方の論文投稿や報告応募が増えるかどうかにかかっておりますので、これまで以上に公共選択学会との関わりを積極的にして頂くことを心よりお願い申し上げます。

### <公共選択学会改革の概要>

#### 1. 「公共選択の研究」の学会誌化

従来、公共選択学会（以下、学会）から独立して編集刊行してきた「公共選択の研究」を学会誌「公共選択」とし、年二回、編集刊行する。毎号、編集委員会を設け、魅力ある

内容を企画する。編集委員長は学会の会長が指名し、理事会の承認を得る。編集委員は専門分野等が偏らないよう配慮して編集委員長が会員の中より指名して会長が承認し、理事会に報告する。

## 2. 査読委員会の設置

学会会員は「公共選択」に投稿する権利を有し、投稿された論文は査読委員会が決定する複数の匿名査読者が査読する。査読者の評価を基に査読委員会が投稿論文の掲載の可否を決定する。査読委員長は会長が指名し理事会が承認する。査読委員は査読委員長が会員の中より指名し会長が承認し、理事会に報告する。なお、査読委員長の氏名のみ公表し、査読委員は匿名にする。

## 3. 企画委員会の設置

学会大会毎に企画委員会を設置し、魅力ある内容のセッションを企画する。また、学会会員は大会での報告を応募する権利を有する。企画委員会は、自ら企画するセッションと共に、学会会員の報告応募を審査し、報告の可否を決定する。企画委員長は会長が指名し、理事会が承認する。企画委員は専門分野が偏らないよう配慮して企画委員長が会員の中より指名して会長が承認し、理事会に報告する。企画委員会は、全ての大会プログラムを大会開催前に大会実行委員会（後述）に送付する。

## 4. 大会実行委員会の設置

従来通り、学会大会毎に大会実行委員会を設置し、大会プログラムや開催校案内など必要書類を会費納入会員数分印刷して大会開催前に AcNet に送付する。大会実行委員（大会事務局長を含む）は大会実行委員長が会員の中より指名して会長が承認し、理事会に報告する。

## 5. 大会開催時期

従来、7月初旬に開催してきた大会を 2013 年度から秋に変更する。

## 6. 学生の集い主催者の明確化

学生の集いについては、学会から独立した「学生の集い運営委員会」（仮称）を組織して運営し、学会は経費補助を行わない。

## 7. 研究会の開催

従来、12月と3月に開催してきた研究会を一本化し、原則として大会開催校と異なる地域で開催する。開催時期については 2011 年度と 2012 年度は 3 月とし、2013 年度以降は別途、協議する。

## 8. 加藤賞（学生の集い優秀報告賞）の設置

学生の集いにおける報告の中で「学生集い運営委員会」あるいは同委員会が設置する組織が評価するものに対して、学会が加藤賞を授与して表彰する。

#### 9. 黒川賞（公共選択優秀論文賞）の設置

「公共選択」に掲載された論文の中で黒川賞選考委員会が評価するものに対して、学会が黒川賞を授与して表彰する。なお、黒川賞の対象となるのは、刊行時で40歳以下の会員による単著の論文に限る。同賞選考委員長は会長が指名して理事会が承認する。同賞選考委員は、委員長が会員の中より指名して会長が承認し、理事会に報告する。

#### 10. 川野辺賞（大会優秀報告賞）の設置

大会での報告の中で、川野辺賞選考委員会が評価する報告に対して、学会が川野辺賞を授与して表彰する。なお、川野辺賞の対象となるのは、報告時に大学院生である会員による単独報告に限る。同賞選考委員長は会長が指名して理事会が承認する。同賞選考委員は、委員長が会員の中より指名して会長が承認し、理事会に報告する。

#### 11. 学会年会費の値上げ

従来の年3,500円を年8,000円に値上げする。ただし、現在の「公共選択の研究」を拡充した学会誌「公共選択」（年二回刊行）を含む。